

あらかわ 情報の森

費用の記載がない事業は無料です

はがき・ファクス・電子メール等の記入事項

- ①事業・イベント名
- ②〒住所*
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号
- ⑤以降にその他の必要事項(各記事に明示)

●往復はがきは、返信面に住所・氏名を記入
●電子メールは、件名に事業・イベント名を入力
●指定がない限り、申し込みは1人(1グループ)1枚
●宛先は、各記事の申し込み先へ

*区内在勤・在学の方は、②で勤務先(住所)・学校名を記入してください

お知らせ

東日暮里・西日暮里ふれあい館が休館

日・所▶8月23日(日)…東日暮里ふれあい館 ▶8月30日(日)…西日暮里ふれあい館
 関▶職員研修
 関▶東日暮里ふれあい館
 ☎(3807)6383
 ▶西日暮里ふれあい館
 ☎(3819)6945

暮らし

ひきこもりの家族がいる方の傾聴・交流サロン

日6月27日(土) 時午後2時~4時
 所荒川区社会福祉協議会3階活動サロン 関不登校・ひきこもり・発達障がいの方の家族等 人10人(申込順) ¥500円(本人は無料)
 申6月21日(日)から電話・ファクス・電子メールで、3面上段を参照し①~④の記入事項を、荒川区社会福祉協議会へ
 ☎(3802)3338
 FAX(3802)3831
 ㊚jigyo@arakawa-shakyo.or.jp

社会福祉士による成年後見制度説明会(基礎編)

日7月1日(水) 時午後1時30分~3時
 所・申あんしんサポートあらかわ(荒川区社会福祉協議会内)

☎(3802)3396
 FAX(3891)5290

司法書士による相続・遺言・空き家問題無料相談会

日7月6日(月) 時午後6時30分~8時30分
 所サンパール荒川4階第2集会室 締7月3日(金) ※当日も午後8時まで会場受付
 申東京司法書士会北・荒川支部・本間 ☎090(8175)1175
 ※(土)・(日)・祝等を除く、午前10時~午後5時

住まいの税務無料相談会

日7月7日(火) 時午後1時~4時
 所区役所北庁舎2階防災街づくり推進課相談室 人3人(申込順)
 関住まいの購入・売却・相続等の税金の相談 申6月22日(月)~7月2日(木)に防災街づくり推進課管理係へ
 ☎内線2825

介護

介護保険の更新申請を

関介護保険被保険者証の認定の有効期間が7月31日(金)で、サービスの継続を希望する方 申5月末に送付した申請書を郵送で、できるだけ6月中に〒116-8501(住所不要)荒川区役所2階介護保険課介護認定係へ
 ☎内線2433

認知症介護者交流サロン

日7月4日(土) 時午後1時~3時

所荒川山吹ふれあい館2階会議室
 申銀の杖(荒川区認知症の人を支える家族の会)・江口
 ☎・FAX(3800)3346

産業・経営支援

事業承継動画セミナー

配信開始日・内▶7月8日(水)~いちばん優しい事業承継 ▶7月15日(水)~譲る側の気持ちと準備すること ▶7月22日(水)~後継者が経営者に成長するポイント 関経営者・後継者等 関事業承継センター株式会社取締役会長・内藤博氏ほか
 配信終了日8月14日(金)
 視聴方法配信開始日以降に荒川区ホームページで
 ◆セミナー資料・事業承継ノートを送付
 人30人(申込順) 申6月22日(月)~8月14日(金)に事業承継センター株式会社へ ☎(5408)5506
 ※(土)・(日)・祝等を除く、午前9時~午後6時

関経営支援課経営支援係
 ☎内線459

仕事・人材募集

にこにこサポート協力会員を募集

日常生活にお困りの方に、家事や付き添い等の介助・見守りを行う協

力会員を募集します。
 報酬1750~950円(1時間)
 ※活動内容・時間帯により変動
 ◆説明会
 日7月21日(火) 時午後1時30分~3時
 所荒川区社会福祉協議会3階会議室 人15人(申込順) 締7月20日(月)
 申荒川区社会福祉協議会にこにこサポート ☎(3891)5180

講座

区民カレッジ特別講演会「南極のこと~日本初の南極探検から110年」

日8月8日(土) 時午後1時30分~3時15分
 所サンパール荒川小ホール 関区内在住・在勤・在学中、小学4年生以上の方 人50人(抽選) 関元南極地域観測隊隊長・松原廣司氏 締7月25日(土)必着
 申往復はがきで、3面上段を参照し①~④の記入事項を、〒116-0002荒川区荒川3-49-1生涯学習センターへ ☎(3802)2332

官公署

都立霊園の申込書を配布

日7月7日(火)まで 申込書の配布区役所1階総合案内・戸籍住民課、各区民事務所
 関公益財団法人東京都公園協会霊園課 ☎0570(783)802

国民健康保険のお知らせ

納入通知書を6月中旬に送付しました

令和2年度の国民健康保険料を、平成31年・令和元年中の所得を基に年間の保険料を計算し、6月中旬に送付しました。

※各種税務申告の期限延長のため、前年の所得金額が確定していない方は、保険料に所得情報が反映されていない場合があります。この場合、所得金額確定後に保険料を算定しなおし、保険料額の変更を通知します

■普通徴収(口座振替または納付書による納付)の方

口座振替日(1回目) 6月30日(火)
 納付書による納付 下記のいずれかで納付してください。
 ▶1か月ごと(6月~令和3年3月)の納付書
 ▶1年分(一括)の納付書

■特別徴収(年金から差し引いて納付)の方

2月の保険料と同額が仮徴収(4月・6月・8月)の徴収額です。10月以降の保険料は、年間保険料額から、4月・6月・8月に仮徴収した額を差し引いた残りを、3回(10月・12月、令和3年2月)に分けて徴収します。

保険料を決定するため、所得の申告が必要です

平成31年・令和元年中に収入がない方は、保険料の均等割額が軽減されることがあります。国民健康保険に加入していない世帯主の方も申告してください。ただし、次に該当する方は必要ありません。

- ▶確定申告や住民税等の申告をした
- ▶給与から住民税を差し引かれている
- ▶年金収入のみで、日本年金機構等から年金の源泉徴収票が送られた
- ▶税法上の被扶養者となっている

減額・免除申請ができます

非自発的な理由で失業した方は国民健康保険料の軽減申請を

企業の人員整理や倒産による解雇等の失業で国民健康保険に加入された方は、保険料が軽減されます。本人または世帯主が雇用保険受給資格者証を持参して申請してください。

対象	失業時に65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)または特定理由離職者(雇止め等による離職)として失業給付を受ける方
軽減期間	離職日の翌日の属する月からその翌年度末 ※詳細は、お問い合わせください

保険料を納められなくなった方は国民健康保険料・介護保険料の減額・免除申請を

災害等による重大な損害や事業の休・廃止または失業、長期入院等を理由に収入が著しく減少し、保険料を納められなくなったときは、申請があった月以降の保険料を一定期間、減額または免除できます。収入状況が確認できる書類等を持参して申請してください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減免については、8面をご覧ください

申請・問合せ
 ▶国民健康保険料..... 国保年金課国保資格係(区役所1階) ☎内線2375
 ▶介護保険料..... 介護保険課資格保険料係(区役所2階) ☎内線2441

日 期 日 (期 間)
 時 間
 所 会 場 ・ 場 所
 対 対 象
 人 定 員
 内 容
 講 師
 持 持 ち 物
 費 用
 締 締 め 切 り
 申 申 込 込 方 方 法 法 ((申 申 込 込 先 先))
 問 問 問 問
 電 電 子 子 郵 郵 件 件 ア ア ド ド レ ス
 H P
 ホ ホ ム ム ペ ペ ー ー ジ ジ ア ア ド ド レ ス